

国立市特別職の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 7 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 濱崎 真也

(説明) 国立市特別職の指定等に関する条例の施行に伴い、規定の整備を行うため、関係条例の一部を改正するものである。

国立市特別職の指定等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

(国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例の一部改正)

第 1 条 国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成 21 年 3 月国立市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び教育長」を「、教育長及びまちづくり政策監」に改める。

第 3 条第 2 項第 2 号中「教育長」を「まちづくり政策監」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 第 3 順位 教育長をもって充てる副本部長

(国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

第 2 条 国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例（平成 25 年 3 月国立市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び教育長」を「、教育長及びまちづくり政策監」に改める。

第3条第2項第2号中「教育長」を「まちづくり政策監」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 第3順位 教育長をもって充てる副本部長

付 則

この条例は、公布の日から施行する。